

## 第 2 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成28年10月14日（金）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後2時00分開会

○障害者福祉課長 皆様、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。障害者福祉課長の関本でございます。

本日は平成28年度第2回障害者施策推進協議会です。2回目の全体会という形になっております。

始まる前に、委員の出席状況について御報告いたします。現在、28名中16名の方がいらっしゃいますので、過半数に達しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、村川会長、進行のほうをよろしくお願ひいたします。

○村川会長 ただいまより今年度、第2回の新宿区障害者施策推進協議会を始めさせていただきます。

それでは、これよりお手元にございます本日の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、午後4時までの約2時間ぐらいということで進めてまいりたいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

それで、本日予定されました議事に入ります前に、お手元に1つ別の資料が用意されているかと思いますが、「神奈川県立津久井やまゆり園での事件について」ということで、全国の手をつなぐ親の会から声明文が出されており、この関係につきましては、最初に立原さんから少し御説明をいただけますでしょうか。

○立原委員 新宿区手をつなぐ親の会、立原でございます。

津久井やまゆり園の事件は、今改めて語るまでもなく、本当に衝撃的な事件でした。本当にそれは私たち親だけではなく、知的障害のある本人たちにも大きなショックを与えていました。

本日、福祉課の方に机上に御用意いただきました全国手をつなぐ育成会連合会の声明文は、テレビや新聞でも取り上げられましたので、皆様御存じかもしれません。事件のその日にうちに久保会長の名前で出された声明文に続きまして、翌日には障害のある本人向けに声明文が出されました。

こちら、全国育成会で本人向けのメッセージを出すことは初めてのことでした。この背景には、本人たちから寄せられた声に、これは何かメッセージを発信しなくてはとの思いがあったとのことです。知的障害のある本人たち、一般就労している人もいれば、作業所に通っている人もいたということなんですが、その人たちから寄せられた声の内容としては、主に3つのことがありました。

まず、事件のニュースを見て、とにかく怖いということ、あと、容疑者が「障害者はいなくなればいい」と言っているのを聞いて、自分たちはこんなに頑張っているのに、これ以上何を頑張ればいいのかということ、あと最後、もう1点は、支援員だったということで、自分たちが頼りにしている支援者が信じられなくなってしまうという、この3点でした。

こうした声に対して出されたのが、この2枚目の「障害のあるみなさんへ」という文書です。メッセージの最後、裏面になりますけれども、「私たち家族は全力でみなさんのことを守ります」とありますが、これからはこの「家族」を「社会」にすることができないものかと思っています。知的障害のある人にとって、本当に何より大切なのは人の支援です。支援者への信頼を回復して、これからも社会の中でいつもと同じように堂々と生きていけるようにと願っています。

しかしながら、全国育成会の事務局には、このメッセージに賛同する声が数多く寄せられている一方で、納得できない、賛同できないという意見も少なからず寄せられていると聞いて、本当に何か根深いものを感じて、とても複雑な思いを親は皆、抱えています。

また、新宿区手をつなぐ親の会のほうでも、この事件についての意見や思いを集めました。多くの人が事件について、決して許すことはできない、その一方で、被害に遭われたのは障害者19人というひとくくりの報道のあり方に、配慮という名の差別ではないかと感じながらも、そうせざるを得ない社会状況があるという、現実にも直面しています。

それでも、新宿は本当に多様な居住者がいて、多くの昼間人口があるこの新宿で、多様さを受け入れる懐の深さのある新宿で、当たり前に暮らしていきたいとみんなが願っています。

私たち親の会も今までどおり変わりない生活をしながら、かけがえのない命を守って、障害のある人もない人も、ともに生きる新宿を目指して、皆様と手を携えて活動していきたいと思っております。

これからも、障害種別関係なく手を携えて、ともによろしくお願ひいたします。

以上です。

○村川会長 立原さん、ありがとうございました。

今お話をございましたように、また全国手をつなぐ育成会連合会会長名で出ております声明文にもございますが、事件当日、19名の方の命が奪われ、ここでは20人とされておりますが、30人近い方が入所者並びに一部職員の方も負傷されたという、非常に痛ましい状況でございました。

今後に向けて、神奈川県のほうでは、施設を再建するやの情報も入っておりますが、若干

時間が経過いたしましたが、御協力いただければ、この後、黙禱を、亡くなつた方々の御冥福を祈ることからさせていただければと思いますが、よろしゅうござりますか。

それでは、恐縮ですが御起立いただきまして。

それでは、黙禱。

(黙 禱)

○村川会長 ありがとうございました。

この件につきましては、まだ事件として捜査中、あるいは恐らく今後、裁判、その他、いろいろなきさつもあると思いますし、また神奈川県方面において、施設の再建整備など、いろいろな動きが出てくるかと思いますが、主として知的障害で、しかも重度の方、あるいは重複障害の方が亡くなられたり、被害に遭ったということですので、この分野として、今後こうした問題にどう立ち向かっていくのかなど、また、機会を改めてお考えいただく場も出てこようかと思います。どうも御協力ありがとうございました。

それでは、通常の議事に戻りまして、最初に本日の資料確認を事務局からお願ひいたします。

○障害者福祉課長 それでは、確認をいたします。

まず、本日の次第がございます。それから、資料1、ホチキスどめで後ろのほうがA4判、A3判の2枚をホチキスどめにしてあります、新宿区障害者生活実態調査の概要。資料2が送付文案。それから、資料3、横長で「区民生活のニーズに関する調査」の記入支援会場一覧という形になります。資料の4が4-1、調査票になります。4-1が在宅の方、4-2が施設に入所している方、4-3が児童（18歳未満）の保護者の方、4-4がサービス事業者の方という形になります。

お手元にございますでしょうか。

不足がございましたら、お手を挙げて事務局のほうまで御連絡いただきたいと思います。

○村川会長 資料の関係、よろしいでしょうか。

それでは、早速始めてまいりたいと思います。

7月に行われました第1回の協議会の後、第3回の専門部会におきまして、障害者生活実態調査の実施にかかる協議を進めてまいりました。そして、9月末に専門部会委員、また、公共職業安定所の森田委員さんにも御意見を伺いながら、修正案というものを事務局のほうでまとめていただいたところですが、そこを含めて、本日は御審議いただき、そして今後予定されます調査日程からいきますと、本日が事実上、最終確認ということでもござい

ますので、各委員からお気づきの点、後ほど御発言いただければと思います。

それでは、課長さんのほうから基本的な趣旨について御説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 では、説明に先立ちまして、この調査の実施に関しまして、委員の皆様から貴重な御意見、御指摘をいただきましたこと、深く御礼申し上げます。専門部会での活発な議論、また専門部会委員でない方の委員の皆様からも専門的なお立場から有意義な御意見や御指摘をいただきました。

いただいた御意見を反映させ、可能な範囲で修正いたしましたものを本日、資料としてお配りしているところでございます。

では、まずお手元の資料1、障害者生活実態調査の概要について御説明いたします。

まず、調査の名称ですが、障害者手帳をお持ちでない方も、障害福祉サービスを利用している方も対象としますので、区民の生活ニーズに関する調査という表題になってございます。

調査規模等はこちらに書いてあるとおりで、まず1番が在宅の方、2番、施設に入所している方、3番、18歳未満の保護者の方、4番がサービス事業者の方という形になっています。調査対象者、調査内容につきまして、2枚目、A3横の資料のほうを開けていただきまして、在宅の方の調査対象者数は1万8,450人いらっしゃいますが、4,800を抽出いたします。在宅の方の障害の種別、それから年齢構成、そういういったものを配慮した形で、そこから無作為抽出でやりたいと思っています。

こちらのほうは、主な追加・削除項目というところ、下のほうを見ていただきたいんですが、追加項目としては医療的ケア、ダブル介護の状況、サービス等利用計画の現状、65歳介護保険移行、障害者差別解消といった内容はつけ加えさせていただきまして、削除した項目は、発達障害に気づいた時期、発達障害に基づく問題、住まいに関して困っていることというようなところを削除しております。

次に、施設に入所している方、対象者が200人で、実際にやる方も200人という形になっております。追加項目も在宅の方と同じような視点で、医療的ケアの部分、それから障害者虐待防止、差別解消といったことを加えています。逆に削った部分としては、出身世帯に――「変える」というのは、「おうち、もう帰る」という字の変換ミスで、違っていました。帰宅の回数。家族の面会回数、年収額、地域移行支援の利用意向というような形のところを削除しています。

(3) 番、18歳未満の方の保護者の方、ここに書いている方々を合計しますと、780人規模で、そのまま780の方に調査をしたいというふうに思ってございます。

追加項目が、発達の特徴と心配事、医療的ケア、就学相談、サービス等利用計画の現状、障害者差別解消といった項目です。逆に削除したのは、障害に気がついた時期の相談相手というところを削ってございます。

次に、サービス事業所の方、ここも合計しますと160事業所がございまして、全てに調査をかけたいというふうに考えております。

追加項目としては、障害者差別解消のこと、それから、特定子会社のところに今回は力を入れてみました。特定子会社の主な業務、雇用の内容、在籍期間というようなところが新しい項目です。削除項目としては、利用者からの苦情内容、相談支援事業参入意向、新規サービスの参入の課題といったところを加えています。

戻っていただきまして、調査の期間については11月14日から11月28日までとしています。方法は郵送による発送と回収を基本としております。資料2のほうを見ていただきまして、これが送付文という形で、調査に関するお願いという形で、めくっていただきますと一番上が在宅の方、次が入所の方です、それは複数の方に書いてもらう可能性があるので名が3行ぐらいにわたってなっています。それで次が18歳未満の児童の保護者の方へ、それからサービス事業者、特定子会社の方へという形で、調査票の表紙としてこちらのほうを入れていきます。

資料3を今度見ていただきまして、アンケートの記入の支援というようなところになります。区役所の通常の時間に支援するほかに、平日の夜間、これは火曜日に当たりますが、夜間開庁をほかの部署が行っているこの日に1階、こちらのほうでも7時までという形で受け付けをしようというふうに思ってございます。

そのほかは、区立障害者福祉センター、視覚聴覚障害者交流コーナーで障害の特性に合わせた配慮をし、記入支援を行っていきたいというふうに考えてございます。

質問項目を減らすことで回収率が向上するというような御指摘もあったんですけども、差別解消というような形のことが入った関係で、最大は51問というような形になっているというようなところでございます。

説明は以上でございます。

○村川会長 ありがとうございました。

これから行われる調査につきまして、今説明がありましたとおり、共通のタイトルとして、区民の生活ニーズに関する調査、そういう名称で進められていくという事柄。また、調査自体は11月14日からスタートして28日までの2週間ほどが予定されているということで

ございます。

あとは重なる点は省きますが、この調査に関する基本的な、あるいは共通的な事柄として概要を御説明いただきましたので、またこの後、一つ一つ、4種類についてはまた説明と審議時間を設けておりますので、まずこの概要部分につきまして、何か御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞお出しいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

それでは、この時点で特にないということであれば、また後ほどお気づきいただいたところで御質問等をいただければと思いますので、よろしければこの後、早速、一つ一つの調査票の関係について説明、そして御意見をお出しやすくように進めてまいりたいと思いますが、概要はとりあえず一区切りということでよろしいですか。じゃ、そのようにさせていただきます。

何か事務局のほうで追加説明、よろしいですか。

○障害者福祉課長 大丈夫です。

○村川会長 それでは、早速ですが、資料4-1、区民の生活ニーズに関する調査のうちの在宅の方に対するところから説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 先ほど一覧のところで御説明をいたしましたが、新たに追加した項目というのが、サービス等利用計画作成の理由、サービス等利用計画作成の実感、65歳到達で介護保険に移行した方の実感というようなところを入れています。

質問数が増加傾向にあったために削除した項目として、発達障害者特有の生活上の困難さというところです。

問2のところを問1へ統合したものがあります。医療的ケアの有無（必要なケアと統合）、差別経験の有無（差別の具体的な経験と統合）、そういったところを必要な文言修正というのを加えているというような形でつくらせていただいております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

前回も御審議いただいておりますが、前回から専門部会、また事務局における検討等を経まして、幾つかの点で修正が加わっております。

今、説明にあったとおりでありますので、その関係、あるいは従来からの事柄でも結構でございますが、どうぞ遠慮なく御質問、あるいは御意見をお出しいただければと思いますが、どなたからでも結構です、どうぞ。

藤井さん、どうぞ。

○藤井委員 東京都心身障害者福祉センター、藤井と申します。

前回の会議以降に文書で幾つか出させていただいて、その中で反映していただいたものもあるんですけども、ページでいうと34ページの問50になります。問50の12番、これはどのような施策が重要だと思いますかという問なんですけれども、私、紙で質問を出させていたいたときに、この12番で「グループホーム・入所施設などの整備・充実」という項目になっているんですけども、グループホームというのは地域における居住の場であって、入所施設というのは分けるべきではないかというふうに意見を出させていただいたんですけども、その意見については採用されなかったんですが、差し支えなければその理由を教えていただければと思います。

前回、平成25年度に調査を行ったときはグループホームと入所施設は分かれていたので、何か意図があって、こういう設問になったんだと思うんですけども、その辺をもし前回御説明いただいたら大変恐縮なんですけれども、教えていただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○村川会長 それでは、事務局から説明を。

○福祉推進係長 障害者福祉推進係の小林と申します。

1つ、グループホームとその入所施設に関して、新宿区においては区内に一応、入所施設も設けてあるというところで、新宿区で今後生活していく上においてはグループホームと入所施設というところで、地域の区内の入所施設というところでもって一緒にしているところでございます。

○藤井委員 そういった意図で新宿区のほうでやられているということは理解いたしましたけれども、やはり私としては、その方がグループホームの充実を望んでいるのか、入所施設を望んでいるのかというのは性質が違うことだと思うので、私の意見としてはやはりこれは分るべきだということを一応表明させていただいて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○村川会長 ありがとうございました。この在宅に関する調査の34ページの問の50番であります、そのお答えの用意のされ方の12のところについて、藤井委員から御指摘があったところでございます。

確かに厳密に考えますと、グループホームはその次の13にもあります住まいというか、居住の確保という性格が強いのかな、入所施設とは少し、少しというか性格を異にするところ

の御指摘だったかと思います。

区のほうの御回答としては、主に区内における整備ということを念頭に置いて、あわせて「など」ということもついているのかと思いますが、このままいくのかどうするかは、また後ほど最終的にまとめをさせていただきますので、1つの有力な御意見ということで受けとめさせていただきますが、さらに、ほかの御意見等ございましたら、どうぞ。

○藤巻委員 区民代表の藤巻です。

大変些細なことで恐縮なんですけれども、本質的な質問というよりも文言の書き方なんですが、9ページの問20の15番、ここが、「近くに、病気や障害を理解した」云々とございますが、資料4-3のほうの児童の保護者の方のほうの資料に同じような質問がございまして、10ページ、そちらの問20の12番、これと文言が同じようになっておりますが、「近くに」という表現が頭にきているか後ろにきているかだけの問題なんですけれども、12番のように「病気や障害を理解した上で診てもらえる診療所が近くにない」と、こちらのほうが理解しやすいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○村川会長 ありがとうございました。今、検討しております在宅の方についての9ページ、問20の答えの用意の中の15番について、表現上、これは国語的な要素かと思われますが、もう1つの調査の3つ目の18歳未満の方への調査の11ページのほうと、ほぼ同様の回答が用意されておりまして、これは御指摘のとおりかと思いますので、3つ目に合わせるというようなことで扱わせていただいたらどうかと思います。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 ささやかなことですが、仮名が振ってあるような問なので、「該当する」という言葉遣いに対して、「当てはまる」のほうがわかりやすいだろうと思いました。

主に5ページの問7の一番下とか、問8の一番下とか、それからほかにもあったかもしれません。

それから、7ページの問13「気軽に相談できる診療所の『かかりつけ医』がいますか」という言い方ですと、こだわる人は診療所にこだわりそうな気がしたんですけども、「気軽に相談できる『かかりつけ医』がいますか」ではいけないのかなと思いました。

それから、さっきの藤井委員さんの御意見には私も大いに賛成で、グループホームで生活していくのと、施設で生活していくのとでは、随分その当人にとっては違いがあるので、どちらを望んでいるかというのは大きなことではないかと思いました。

○村川会長 ありがとうございました。

それで3つほど御意見、質問がございましたので、まず1つ目の5ページの問7ですか。

○加藤委員 7、8の一番下のところです。

○村川会長 「該当する」というところを「当てはまる」のほうがわかりやすいということなんですか。

○加藤委員 はい。「当てはまる」という言葉も前のほうにちゃんと出ていますので。

○村川会長 そうですね。それでは、これはどちらかに統一する方向で、事務局のほうで調整をさせていただければと思います。

なお、もうおわかりだと思いますが、在宅の方については基本的に一通りルビが振られているということはございますが、表現上の問題ですので、とりあえず、そういう扱いにさせていただきまして、むしろ内容的には2つ目でお話のありました、かかりつけ医の表現のとり方、これは確かに、厚労省や医師会が使われているかかりつけ医とも少しニュアンスの違ったものがあるので、きょうは医師会の先生はどなたか御出席ですか。健康部長さん、いらっしゃいましたので、どうぞ、おっしゃってください。

○高橋委員 今おっしゃっていただいたように、かかりつけ医との考え方というのはあると思うんですけども、実際は大学病院とか大きな病院でかかりつけですというふうに思っている方も現実にはいらっしゃるというふうな状況で、なかなかここ、難しい部分ではございますが、事務局とよく相談させていただいてということでよろしいですか。

○村川会長 一般的には、かかりつけ医というのは、たしか日本医師会サイドと厚労省との確認で、いわゆる主治医、主治の医師という方、一般的には近隣の医療機関が多いわけですが、そういう方を言っているわけですが、7ページでは割と丁寧に診療所のかかりつけ医という問い合わせになっておりますので、これは医師会関係の委員の方も、今、まだお時間の都合で来ていただいておりませんので、そうしたところの御意見も聞いた上で、適宜なやり方で調整をさせていただければと思います。

それから、加藤さんからの3つ目の御意見としては、先ほどの藤井委員さんからの御提案に賛同するということで、やはり内容的にグループホームと入所施設は分けて位置づけるべきだということでありますので、御意見としては受けとめさせていただきます。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

どうぞ、岩田さん。

○岩田委員 肢体不自由者父母の会の代表の岩田です。2つあります。

まず1つなんですが、15ページから始まる回答、1、2、3のことについて、私、この前も事務局のほうにファクスでお返事をしたんですけども、例えば答えが1、現在利用している、2、今後利用したい、3、今は利用を考えていないという選択肢になっているんですけども、3の今は利用を考えていないけれども、今後利用したいかもしれないという人は迷うんじゃないかなというふうに思ったので、ファクスでそういうふうに書かせていただいいたんですが、これはこの場で事務局の方から、こういう意味でこういうふうに書きましたというような説明があれば、私、納得できるのかもしれませんので、説明いただきたいというのが1つです。

それから、2つ目なんですけれども、先ほど藤井委員さんと加藤委員さんからのお話がありました、34ページの間50です。そのグループホームと入所施設、この違いというのは私もよくわかっているつもりです。

おとといもたまたまグループホームを見学に行きました、その施設の中身とか、それから制度の違いなども説明をいただいて、ああ、こんなに違うんだなということを本当に実感しました。

なので、本当に違うんだな、本当に入りたいのはどっちかなというのも聞きたいなというところなんですが、この50問というのは答え、丸が3つまでしかできないですね。本当は全部丸をつけたいところなんですね。だから、悪いんですけども、節約の意味で12を1つの設問として、あと2つをどこかにしようというふうに考えてはどうかなというふうにも思いました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。そうしたら、まず1つ、1点目は事務局のほうからの15ページの福祉サービスの利用等にかかる3つ答えが位置づけられている、3つ目の今は利用を考えていないというところについて、説明をしていただけますでしょうか。

○福祉推進主査 事務局です。福祉推進主査、西田です。

こちら、8月の第3回専門部会のほうで、利用希望はないという選択肢ではちょっとニュアンスが伝わらないのではないかというようなことから、事務局のほうでも、今は利用を考えていないという文言での御提案にさせていただいたところではありますが、今後利用したいというところと、今は利用を考えいないという両方あり得るというようなこともありますね。

岩田さんは、この2番と3番が迷う方もいるのではないかということもあったんですけれども、現在利用していて、今後利用したい、これからも利用し続けたいという人には、1と2、両方、丸をしていてもいいですよという御案内で前回もしているので、今は利用は考えていないけれども、将来的には利用したいという方にとっては、2と3両方、丸をしていいですよというようなアナウンスをすることで活用してもらえばいいのかなというふうに今は考えてございます。

あと、続けてなんですが、グループホームと入所支援施設の絡みです。33ページを開いていただきますと、問49というものが出てきます。こちら将来についてです。こちらも8月末に行いました第3回専門部会のほうでも議論があったところでして、そちらを受けて今回事務局のほうで選択肢をふやしてございます。

1番は、必要に応じてサービスを利用しながら地域で在宅生活を継続する。2番が、区内のグループホームに入居する。3を区内の障害者の入所施設に入所する。4番が、区外でもいいのでグループホームに入所。5番が、区外でもいいので障害者の入所施設に入所。

この「でもいいので」というニュアンスはどうなんだろうという意見もあるかもしれないんですけども、区民の正直な偽らざる本音かなというところで、「でもいいので」という、ちょっと砕けた言葉を使っていますが、こちらで将来の生活イメージというところでは、この方がグループホームを希望しているのか、グループホームというより、本当のというか、入所施設なのか、また、いわゆる在宅、アパートやお家で暮らすというイメージなのかというところは、掘り下げるところがあるので、ある種、この間50のところは既に選択肢も非常に多かったというところでもあり、区としてはハード面での整備が欲しいのかというところで、こちらはひとつくりにさせていただきまして、将来の生活イメージのほうでグループホーム、施設入所というのは別に聞いたという内訳がございます。

説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

岩田さん、いかがでしょうか。まず1つ目の福祉サービスの、言ってみれば利用意向といいますか、現在利用している方もいらっしゃれば、今後利用したい。ただ、現時点では利用を考えていないけれども、場合によっては一定時間の後、利用することも考えられるという方については、今御説明ありましたように、複数に丸をつけていただいても差し支えない、そういう説明を行い、そういう解釈をとる、こういうことでありますので、御了解いただければと思います。

それから、2点目、これは藤井委員さん、加藤委員さんにも共通するところではあります  
が、まず33ページの問49で、「あなたは今後どのような生活を希望しますか」と、将来にわ  
たる生活のありようについて、具体的に聞いているということで、区内のグループホーム、  
区外のグループホーム、それから区内の入所施設というふうに、非常に細かく切り分けて聞  
いているのがまずあってということで、問50はどちらかというと区の立場から施設サービス  
の必要性というような、そういう観点でどれぐらいの賛同があるのかどうかというところを  
見たい、そんな御趣旨かと思いますが、よろしいでしょうか。

あるいは、藤井さんから何か御意見ありましたら。

○藤井委員 しつこいようで申しわけないんですけども、そうはいってもやっぱり全く別々  
のもので、例えば自宅、1番、どこで住みたいかというところでは、1番を選択した方で、  
そういった方はひょっとしたら入所施設が近隣にあって、時々ショートステイが使えたらいい  
という考え方から、入所施設というところを選ばれるかもしれませんし、やはり、地域には  
グループホームが必要というふうにお考えかもしれないし、そのどっちなのかというのが、  
私としては分けて考えたいなというところですけれども、新宿区の方の御説明はよくわかり  
ました。

○村川会長 ありがとうございました。

最終的にまた判断をさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

それでは、よろしければ、時間の関係もありますので、2つ目の調査票に移ってまいりた  
いと思います。資料4-2の関係ですが、それでは事務局から説明をお願いします。

○福祉推進主査 施設に入所している方のための調査票は資料4-2でございます。こちらお  
手元に御用意ください。

こちらは施設入所している御本人、当事者の方が受け取って回答する可能性もありますし、  
御家族様、成年後見人の方、また、施設職員が代筆する可能性もあるということで、かなり  
いろいろな方が目にする可能性があるということで、在宅の方とあわせて、施設入所の方は  
振り仮名つきの調査票の用意をしてございます。

3年前の調査のほうから大きく変えたところとしましては、問5、「あなたが現在入所し  
ている施設で利用している日中活動に○をつけてください。」ということで、福祉サービス  
受給者証についている内容、あなたの入っている施設の日中活動は生活介護なのか、療養介  
護なのか、自立訓練なのかという聞き取りのところです。こちら、3年前は自立支援法とい

う新法体系に移行したばかりという可能性があつて、御本人様が丸をつけるのは難しいのではないかということを想定して、施設の職員の方が書いてくださいというプレ質問の位置づけだったんですが、これを今回、それ以前の調査と同様に、通常の施設入所の方への質問のところにもう一度戻しているという状況です。

あと、追加したもの、先ほど全体の説明のところで削除したものがございましたが、追加したものとしては、こちら前回の全体会でも申し上げたかもしませんが、9ページ、権利擁護についてということで、虐待防止法が施行されたことは知っていますかという質問や、その次のページ、差別解消法の質問が追加されています。

こちら、実際に施設入所している障害のある方々とかかわりの深い障害者福祉課職員側の意見も取り入れまして、「知っている」、「知らない」のほかに「わからない」という選択肢を追加してございます。虐待防止に向けて施設が取り組んでいることを知っていますかという選択肢としても、7月に御提示したものから選択肢の内容をより現実的な具体的なものに変化させてございます。

差別解消法の体験というのは問23ですが、こちらは当てはまる場面と具体的な内容を書いてくださいというところは前回御提示したものと同様でございます。

また、問25、今後の暮らし方についてです。こちら在宅の方の将来像を聞くところにも含ませまして、その影響も受けまして、施設入所している方についても今後の暮らし方ということで、施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら新宿区内で生活がしたい、こういうのは、いわゆるアパート転宅ですとか、もとの家族との暮らしというものを想定した選択肢です。2番が施設を退所して、新宿区内のグループホームで生活がしたい。3番、施設を退所して、今の施設周辺のグループホームで生活をしたい。グループホームについても新宿に戻ってきたいのか、今入っている入所施設の周辺で、今の社会福祉法人等のなれた支援員の世話を受けながら暮らしたいということもあるのではないかということで、こちらの選択肢を追加して充実させてございます。

それが区民の生活のニーズに関する調査、資料4-2、施設に入所している方の調査の主な変更点です。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

こちらの施設入所者の関係については、割と質問数としては28問ぐらいにおさまつたかなということはございます。基本的な事柄としては、御本人に御回答いただければうれしいわ

けですが、なかなか難しい場合もありますので、御家族、または特に遠隔地の施設などについては、やはり施設の職員の方に御協力いただく場合も多いのかなと推察されるところであります。今説明がございましたように、前回から踏襲されている項目もありますが、幾つかつけ加わったり、若干変更もあったかと思いますので、どうぞ御質問、御意見をお出しいただければと思います。

どなたからでもどうぞ。

どうぞ、藤井さん。

○藤井委員 7ページの問15番、新しく、新設された質問に関してなんですかけれども、これは入っている施設で提供可能な医療的ケアについて伺うというもので、これを御本人の方に聞くというのは非常に無理があることなのかなというふうに感じておりますし、これ、きちんと答えられるのは多分施設職員の方だけなのかな。施設の職員の方が回答する前提でないと聞けないんじゃないのかなというふうに感じております。

御本人の方が答えたときに、必ずしも正確な答えが返ってくるものでもないのかなというふうにも思いますし、施設を利用されている方に、この問15を聞くべきなのかどうかというのを疑問に感じておりますし、その辺を教えていただければなと思っております。

よろしくお願ひします。

○村川会長 直接でいうと、7ページの問15です。医療的なケアにかかわって具体的な処置のようなことが触れられているくだりがあるわけなので、なかなか、確かに御本人に聞くことは難しい面もあるのですが、事務局からどうぞ、お願ひします。

○福祉推進主査 事務局です。

こちら、医療的ケアの提供について新たに加えた質問でございます。確かに、今、あなたに必要な医療的ケア、やってもらっているはどうですかというのは、御本人様、また家族自身が自覚があってやってもらっていると思うんですけども、15番については施設職員側でないと正確なものが求められないというのは御指摘、ごもっともだと思います。

ただ、今、かなり現実問題として、知的障害者として入った入所施設で、医療的ケアが必要なお体の障害状態に、入所してから状態像が変化、重度化する、重複化するということが必要になってきているという利用者さんがぐんとふえているという現実がございます。施設によっては、今入っているところで支援を受けられなくなったということで、一旦入所施設に入ったんだけれども、そこから移らざるを得ない、新たな施設を探さざるを得ない、または施設がお体の進行状況に合わせた、ちょうどいい施設がすぐには見つからなくて、病院へ

入院するという形で施設を出るというような方も出ている現実がございます。

そうしたものに対して、その場その場で、もちろん今、障害者福祉課は対応していますが、全面的な調査的なもので把握するということができていなかったので、今回そういうチャンスになればありがたいということで、事務局側からの偽らざる欲しい情報として出しました。といっても、だからといって、今これが施設も無記名なので、どこだったら何ができるという感じにはならないんですけども、実際問題、今の状況と、今後進行したら出ざるを得ない施設に入っているかもしれない人というのを知りたいという本音がありまして、加えた調査です。

○村川会長 そういうお答えをいただきましたが、藤井さん、どうぞ。

○藤井委員 その情報が知りたいというのは私もすごくよくわかるんですけども、この施設を利用されている方に対する調査の中にこの項目を入れることで、果たして知りたい情報が得られるのかなというのがちょっと、率直な疑問です。そのように感じております。

本当に聞くんだったら、やはり事業者の方に聞かないとだめなのかなというふうには感じております。

○村川会長 ありがとうございました。

最後に藤井委員さんの感想のような御意見もいただいたわけですが、これはそもそも入所施設と医療の関係で、ごく一部の施設は診療所、または病院認可を得て、医師の配置等も含めて行われている施設もあるわけですが、それはごく一部でありますので、近隣というか、他の医療機関の協力を得るとか、施設には看護師などは基準として一定程度配置されているとか、医療的ケアの濃淡については、施設の種類によっても違うところですね。

それから、従来は身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、あるいは関連する児童福祉法などで、一つ一つの施設が非常にきめ細かく基準立てがされていたのが、総合支援法では施設入所支援という、悪くいえば曖昧な表現でこの入所の扱いがなされていますので、事務局からも説明がありましたように、医療的なケアが必ずしも十分確認されないで、とりあえず、あいているからというようなことでお入りになる方も、中にはいらっしゃる。

それから、やはり大きいこととしては、入った当初は医療的ケアはそれほど多く必要としない方が、やはり状態の変化でそれを多く必要とするとか、いろいろな事情があって、しかし、全体としてはやはり施設にお入りの方は重度、重症、あるいは重複障害、いろいろなお立場の方もいて、医療的ケアが必要ということは明らかな状況がありますので、その手前の6ページの問13などでも、あるいは14でも問い合わせられてはおるわけですが、確かに藤井委

員さんがおっしゃるように、15番を全て御本人が答え切るというのはなかなか難しい面があるのは事実ですが、これは、ここはやはり施設職員の方に協力していただいて、答えを出していただいて、現在の施設のカバーする条件が不適当というか、当てはまらない、相当でないということであれば、他の種類の施設、あるいは、かなり重症であれば入院をしていただくとか、いろいろなやり方につながっていくところかなということがありますので、問15の問い合わせとして、全ての方にお聞きしますというところから始まっているわけですが、ここはそういう意味ではかなり職員の方が答えてくださるだろうということを推察しながら用意されている答えもあるのかな、そういうことかと思われますので、最終的な扱いはまた最後にさせていただきますが、ほかに御意見、御質問ございましたら、どうぞ。

それでは、よろしければ一区切りとさせていただきまして、次に資料4-3、18歳未満の方への調査に移ってまいりたいと思います。

事務局から、どうぞ。

○福祉推進主査 では、資料4-3、18歳未満の保護者の方の調査の説明をいたします。

今回、片岡先生からも御指摘いただいたしまったんですが、子どもの調査の質問数が一番多くなってしまいましたねということで、少しでも削ろうということで、2問を1間に統合したものなど、そうしたささやかな工夫はあったのですが、追加したもののはうが多く、分厚い調査票になってございます。

新たに追加した項目としましては、7月にお示ししたところから、さらに新たに追加した項目としましては、27ページ、問38からでございます。今現在、障害福祉サービス・児童福祉サービスに基づくサービスを利用している方は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成をしているかどうか、相談支援専門員に作成を依頼しているのか、セルフプランを作成しているのか、二者択一をお願いしています。

サービス等利用計画を選択した方には、相談支援専門員に作成を依頼したその理由は何ですかということ、また、作成してみて実際はどうでしたかというのが問40番。「思った通りに相談できてよかったです」、「思ったほど相談できなかった」、「書類作成など事務手続きが複雑で、負担に感じた」、「家庭訪問されるのが負担に感じた」というような選択肢を新たにつくっています。

こちらはサービス等利用計画というものが24年度に制度化されたこと、27年度から必須化されていることに基づきまして、こうした作成についてお問い合わせすることが今回チャンスかなということで、新たに追加したものでございます。

あと、調査票そのものとは異なる種類の話になってくるのですが、調査対象、表紙のところでございます。1枚目です。

調査の対象は、身体障害者手帳をお持ちの方と、愛の手帳をお持ちの方、精神保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者の方、手帳をお持ちではなく児童発達支援や移動支援などを利用している方、自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けている方としてございます。

小児慢性疾患というものが小児の場合はあり、小慢と略しますが、小児慢性疾患のほうには障害とは断定できない、いわゆる御病気ですね。障害ではなく小児がんのような病気もありますので、小児慢性疾患受給をされている方となりますと、うちの子は障害というわけではありませんという方にも調査票が届くおそれがありますので、小児の場合は小児慢性疾患のほうの文言がなく、難病患者の方のみとさせていただいております。

事務局の説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、今幾つか御説明のあったとおり、前回からの改訂点も含めまして、これも質問項目が51まであるという、かなり膨大というか、多くなってしまったことは事実であります。サービス利用計画などについて、やはり今後、手続上必要、重要なところとは考えられますが、どうぞ、各委員から御質問、御意見をお出しitただければと思います。

どうぞ。

○藤巻委員 区民代表の藤巻です。

質問とか意見ではなくて、また申しわけないんですけども、30ページ、問43の下に1から12まで番号が振ってございますが、11番がないので訂正をお願いします。

○村川会長 御指摘ありがとうございました。それ1件でよろしいですか。

ほかにございましたら、どうぞ。吉村委員さん。

○吉村委員 恐れ入ります。子ども家庭部長、吉村です。

この調査は、18歳未満の保護者の方ということで、お子さんが障害で、その保護者の方への質問ということですね。そうなりますと、1ページ目のところの区内在住の18歳未満の児童とその保護者の方というふうになりますと、16歳とか15歳とか御自分で答えられる方も対象なのかなと一瞬思つてしまつたんですが、中を見ると完全に保護者の方がお子さんのことについてお答えする前提なので、18歳未満の児童の保護者の方というふうな特定の仕方のほうがいいのかな。今までこれでやっていて、多分問題がなかつたので、それほど大きなことではないのかもしれないんですが、それが気になりました。

それと、もう1点は、中身には全然関係ないんですが、中身というか内容に大きな何かそごということではないんですが、新宿区では、子ども園があるんですが、子どもの子が平仮名と漢字が混在していますので、認定こども園という国の法律上は平仮名なのですが、区での子ども園は漢字を使っていますので、どちらかに統一してください。お願いします。

○村川会長 その2点でよろしいですか。

では、後者の子ども園については事務的に整理をしていただきまして、国の制度に合わせるのか固有名詞でいくのかというあたりかと思います。

それで、前者の保護者ということで、これは18歳未満の子どもさん、児童に聞くということで、当然、これは低年齢の方もおりますので、やはり基本的には保護者の方にお書きいただく。確かに、年齢の高い人については御本人も答え得る部分も多い場合もあるかと思われますが、調査の手続上、保護者にお願いして統一して行うということでしょうか。そこは事務局のほうから補足説明をしていただけますか。

○福祉推進主査 申しわけございません。基本的には18歳未満の保護者の方を対象とする調査ということで、今回は全部ルビを、振り仮名を外した調査としております。

一方で、外国籍の親御さんなどで、ルビつき調査票を求めるといった場合、また、子どもの意向も確認しながら回答したいのでという場合にはルビつきの調査票のほうも事務局としては用意しておきまして、お渡しできる状況にはしたいと思っております。

質問項目の中にはお子さんの希望を確認する、17ページ、問23、高等部卒業後の進路などにつきましては、お子さんの希望についても聞くというような、そうした設問もありますので、全て家族だけではないんですけれども、基本的には保護者の方に書いていただくということで、そういうスタンスでつくった調査ということになります。

混在している部分、もう1回確認しまして、整理していくかと思います。

○村川会長 ありがとうございました。

片岡先生、どうぞ。

○片岡副会長 趣旨としてはそれでいいかもしないなと思うんですが、身体障害者手帳だけの方とか、中学生以上ぐらいになると御自分で書きたいという気持ちも、それから難病の方とかいるんじゃないかなと思うので、何か、どこかお子さんと御相談の上とか、御記入くださいとか、可能であれば、何かそんなことをちょっと入れて、お子さんの参加も拒否しないムードをつくったほうがいいのではないかという感じはいたしますね。

特に知的障害そんなにお持ちでない方の場合は、やっぱり自分というものを出したい方、

若くてもいらっしゃると思うんですよね。つき合っている人たちのことを考えるとそんな感じ。

それから、ちょっと1つ気になって、いいですか。13ページの24番なんですが、主に通園・通学をしているところをというふうに、通園・通学なんですが、丸1つなんですよね。特に入学前なんかだと、保育園と療育センターを兼ねている方って結構いるんじゃないかな。どっちをメインかと聞くのは意味があるのかなとか、それから物理的に週何日を数えてメインとするのか、気持ち的に療育のほうを一生懸命やっているよという方もいらっしゃるかもしれないし、何か、丸1つというのが書きにくくないかなというふうに思いました。

小学校へ行っても放課後デイとか療育機関とかは続けていらっしゃる方も結構いるんじゃないでしょうかね、と思います。

○村川会長 ありがとうございました。2つ御意見をいただいたわけですが、前者については、1つ目については吉村委員さんと共に通しておりますけれども、この資料4-3は多くの場合、保護者の方に事実上、御回答いただくわけですけれども、確かに、御本人の意思、意向というものもあるので、そこを配慮した表記ということで、一つ一つの設問ですと難しい場合もありますので、最初の1ページ目とかに、何かそういうニュアンスのことを書き添えていただくことなどで、年齢がやや高い人、あるいは子ども本人が判断して、希望するところを示したいということは何か工夫をしていただく方向で調整したらよろしいのかな。

それから、もう1点の13ページでありますけれども、確かに、Bの学校在学中などは1つの場合がほとんどかとは思われますけれども、乳幼児期といいますか、就学前のお子さんについては関連機関の複数利用ということは結構ある場合も少なからずあるとも判断されますので、こここのところはBも含めて、1つではなくて、確かに幾つでもというふうに書いてしまうと、回答集計上、混乱があってもいけないので、どういう表現をとるかということはありますけれども、複数回答が可能なような、そういう設定のほうが現実にも合っているのかなということかと思われますが、さらに御意見、御質問を求めたいと思いますが。

どうぞ、志岐さん。

○志岐委員 区民代表の志岐です。

今の件については、先ほどから出ているように、このタイトルの区民の生活のニーズに関する調査のその上のように児童の保護者の方というような表記の仕方と、それから今のこの本文の中の「この調査の対象は」というところの「18歳未満の児童とその保護者」というふうな、これとの違う姿勢です、整合性の問題。

それから、あと追加して考えていただきたいのが、3ページです。3ページの問1です、これも本件について関係してくると思うんです。つまり、この調査の対象が保護者なのか、それとも先ほどから出ているように、意思能力があつて判断能力があるレベルになっている児童の部分も考慮するのか、どちらが対象になるのか、そして本人というのはどういうふうなものを本人というふうに考えるのか、その関係で問1も父親、母親というふうに出ておられますけれども、保護者本人であれば父親云々というところは、その保護者の内容についてどうなのかということの表記の問題は出てくると思いますし、それから回答していただく方は、つまり保護者が仮に対象者で本人であるとしても、回答するのはまた誰かという問題がこここの問1にはありますから、その辺を三者、整合性を考えたほうがいいと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。重要な御意見でございますので、これは対象はということになりますと、この区民の中でも、直接的にはやはり子どもさんなんですね。ゼロ歳から満17歳までの方御本人が利用している、あるいは利用するであろう医療、保育、教育、その他サービスを聞く。

ただ、年齢の低い方、あるいは障害が重く、子ども本人も記入が困難な場合もありますし、また親御さんには保護責任ということもあるので、回答の記入は、ここでは保護者の方に基づ的にはお願いをしている。ただし、そのときに、確かにケース・バイ・ケース、保護者の方と子ども本人との間で意見が異なる場合も現実には一般の家庭でもあり得ることなので、そこまで細かく書くかどうかということはありますけれども、できるだけ、その将来の進路とかサービス利用については、やはりその子ども本人の必要とするところを反映していただくということが大切なことだと思うんです。

ただ、調査の性格上、曖昧にしたまま投げかけちゃうと、この回答が減ってしまうということもあるので、そのところは保護者の方の責任を求めて、基本的には保護者の方からこの回答を送り返していただくというような手続になっているのかな、そんなところかと思いますが、私が全て言うわけにもいきませんので、事務局から説明をお願いします。

○福祉推進係長 事務局です。

今回のこの18歳未満の方の保護者の方への調査について、前回、3年前もやっておるんですが、ひとつ、その3年前の経験上、いわゆる封書での宛先についてなんですが、一応、今回、前回の経験を踏まえて、その当事者の障害のあるお子様の保護者の方というような宛先で出させていただいております。

それはなぜかというと、やはり子どもさんの中においては、自分自身はこういった、子ども自身へ直接お渡しになってしまふと、障害という認識自体がない方もまだ大勢いらっしゃる。初めてこんな調査票を本人宛てで出したところ、いや、これはどういうことなんだろうということで、ショックを受ける子どもさんもいる、そういったような、実は前回お叱りも受けたところなんです。

なので、一番初めは、やはり一義的には、その保護者の方に対して送らせていただく。あわせまして、やはり当事者の方自体で、ちゃんと答えられる方もいらっしゃるので、そういった御意向をこちらのほうとしても必要ということにもなりますので、御相談の上でこちらのほう、御本人の意向も踏まえた上でお母様、お父様、保護者の方が書いていただくというようなつくりで、一応、今考えております。

○村川会長 ありがとうございました。志岐さん、そういう御説明ですが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

私は司会進行役なのですが、余り私が質問しちゃうのも変なのかもしれません、先ほどこの資料4-3の最初の1ページ目のこの調査の投げかけのところの説明で、基本的には了解したんですが、それはいいましても、3つの種類の手帳の後に難病患者の方ということで、間違いではないけれども、先ほどのこの小児慢性特定疾患のことが全くこれではなくていいのか、ちょっとそこは気になるんです。やはり子どもの分野の調査の性格上、ここで小児慢性特定疾患、または難病患者というような言い方がとれないのか。

確かに、このまま障害にかかる、あるいは障害児福祉に関連したサービス利用を聞くということなので、確かに、障害というふうには受けとめていない方もいらっしゃる。確かに、小児慢性特定疾患というふうにはっきり書いてしまうと、その対象となる方に全部送らなければならないというようにも解釈されてしまうのがあるので、そこが避けられているのかなということもあるんですが、しかし、本来的にはいわゆる小児難病の関係の方も、この質問項目といいますか、分野とは全く無関係ではないし、関連の多い方もある程度いらっしゃるので、そこは工夫というか、実態としてはそういう小児慢性特定疾患の方、これはいろいろな病気があるので厳密には一つ一つ判断するしかないのかもしれません、そのあたりのところも、ちょっと私もどういう結論を出していいのかわからないというか、非常に判断が難しいところかと思うんですが、よろしければ事務局、あるいは高橋委員さんか、関係の事務局の方からそのあたりの解釈をお話しいただくといいかなと思うんですが。

○福祉推進主査 事務局です。

こちら、健康部のほうとは打ち合わせをさせていただいていまして、ある程度、進行して障害状況になっていれば、身体障害者手帳や愛の手帳など取得する方もいるということで、小児慢性疾患のほかに、状況に応じて、手帳取得に至っている子については障害者手帳所持者ということで調査票がわたるのではないかというような御助言をいただきまして、あえて削除した状況ではありますが、追加でございましたら、保健予防課長、お願ひできますか。

○保健予防課長 健康部の保健予防課長でございます。

実人数でいいますと、18歳未満で難病患者として医療券を持っている方は5人で、小児慢性のほうは87人というふうになっていますけれども、今、障害者福祉課のほうから御説明いただいたとおり、このうち障害が固定されている小児慢性の方については、もう手帳を取得されている方が多いというところで、手帳の取得に至っていない難病のほうのところを拾つて、小児慢性の障害者としてサービスを受けている方については、手帳のほうで拾うというふうな形で考えさせていただいたところでございます。

○村川会長 いろいろ御説明いただきましたので、ありがとうございました。

私としては了解いたしました。

いかがでしょうか、ほかに御質問、御意見。

どうぞ、伊藤さん。

○伊藤委員 社会福祉協議会の伊藤です。

18ページ、資料4-1の在宅のほうにも同じ質問があるんですけれども、外出のところ、問34番なんですけれども、お子さんが外出に関してどんなことで困っていますかというところの設問が、施設整備的なところに困難性があるというような設問が多いんですけども、例えば、歩道の段差とか建物の段差が整っていて歩道が確保されていても、そこに立て看板が置いてあるとか、放置自転車が置いてあるとか、それから点字ブロックの上に物が置いてあるとか、要するに、施設の問題というよりも、その施設利用者ですか、区民とか事業者の方々が道路にそういうものを置くことによって、非常に歩きにくいとか、目の見えない人が不安に感じちゃうとか、そういったことで外出困難ということもあるんじやないかと思うんです。

これは、お子さんの外出について聞いているんですけども、資料4-1の在宅の方に関する調査の中でも同じ設問があって、だから一般的に在宅の方やお子さんを持っている親について同じ質問をしているので、その他のところに書けばいいのかもしれないんですけど

も、そういう設問を設ければ、区民の方とか事業者の方の注意喚起にもなるんじゃないかなと思うんですよ、そこに丸が多くくれば。

ということもあって、設問を入れたほうがよろしいんじゃないかなと思ったんですけども、今から無理だったら、無理なことは言いません。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。これも重要な御指摘だったと思います。18ページ問34で今12ほどお答えが用意をされておりますが、バリアフリー的な面など、幾つかありますが、現実には、確かにこれまでのこの協議会でも、例えば、視覚障害の方にとって必要な点字ブロックの上にいろいろな自転車、その他、物が置かれてしまったり、これは子どもさんの場合にも不都合なことがあったりするので、どういう表現がとれるのかということはありますか、可能であれば回答としては工夫をされるとよいのかな。

ただ、本来的には、道路の都道、国道、いろいろ道路の位置づけがあつたり、最近は割とあれば警察署の、主にO Bの方ですか、いろいろ違法駐車とか、ただ、割と日本の社会自体が車優先で、車道のほうのことはやってくれるんですけども、歩道のことが取り締まられない場合があるので、これははつきり言って警察署との連携というようなこともあろうかと思いますし、それから商店などでありますと、商品などを陳列したり積み上げたりして、歩行その他の障害、障壁となっているとか、いろんな場合がありますので、そこは事務局のほうでも社協さんに寄せられているいろいろな御要望等も踏まえて、何か工夫できる余地があれば、答えの用意について少し工夫してもらえばという気がいたしますけれども、さらに御意見を求めるところです。

この分野だと、岩田委員さんは、何かございましたら。

○岩田委員 我が子が若いころといいますか、18歳未満のころを思い出しながら、これも見ているところなんですが、前回の調査のときに、例えばその子ども総合センターの利用者さんの中で、こんなものが送ってきたんだけれども嫌だったとか、そういうような実際の声などを聞かれているのであれば参考になるのかなというふうに今思ったのですが、その若いお母様方はどのようにこういう調査を捉えられたのかなというのがちょっと気になります。

○村川会長 ありがとうございました。調査をする側としてはいろいろ伺って御要望を聞いたり、困っている点を聞いたりということは、そういう角度はありますけれども、やはり答える側のお立場ということ、これはこの子どもさんの関係だけではないかと思いますが、配慮していくということは大事な視点かと思いますので、またほかの委員の方でお気づきの点が

ありましたら御指摘をいただければと思いますが。

吉村さん、どうぞ。

○吉村委員 14ページと15ページに小学校や入学前と学校中の困っていることについての質問があるのですが、9番に費用などの経済的な負担が大きいというのがあるのですが、この費用というのは、何か特定の費用を想定している、普通だったら教育費用とか何とか費用というふうに、そうでなければ経済的な負担というだけでいいのですが、例えば療育の場合だったら、民間の療育機関であれば費用がかかるんですが、法的なところでいえばそこまで、応能負担とかになっておりますので選ばないかな。

それから、学校中でもほぼ公立に行っていれば、それ以外の費用ということがあると思うんですけども、これは何を期待しているのかというか、想定しているのかというのを教えてください。

○村川会長 これは私のほうから申し上げてもいいわけですが、確かに御指摘のように、公的に助成がなされている制度があることも事実ですが、通常の学校とかに行く場合には一々タクシーを利用するとは限らないんですが、通院の際とか、やはり制度がカバーしない負担がある場合が1つですね。

それから、あと、学校教育などでは就学奨励というか、これは教育のほうの方からお話しitただくといいと思うんですが、カバーされている場合、されていない場合、所得状況にもよるのかもしれません、そういうことで通常のお子さんを養育するのとは異なる費用負担ということがある場合が存在していることも一面の事実でありますから、その辺を聞いて確かめたい、そういうことかと思います、この答えの用意の仕方としては。

もしよろしければ、教育委員会の関係の方もいらっしゃっているので、特別支援学校、あるいは学級などでの親御さんに対する費用負担がどういうふうになっているかを少し解説をしていただければありがたいんですが。

どうぞ。

○教育支援課長 教育支援課長の高橋でございます。本日、教育次長の山田が他の業務で出席できないもので、代理で出席しております。

先ほどの特別支援学校等の費用負担についてでございますが、特別支援学級、それから特別支援学校とも、基本的には教育課程内の部分につきましては、こちら公費のほうで負担をしております。

ただ、先ほども少しこちら、会長のほうからもお話ましたが、通学の際に、例えば特

別支援学校では、こちらスクールバスのほうを運行させまして、これを御利用いただいているんですけども、医療的ケアが必要な方につきましては、スクールバスに乗っていただくと、そのバスの運行中に何か緊急の事態があったときに対応が難しいということで、保護者の方に送迎等をしていただいているといった実態もございます。

そういう部分で、保護者の方に費用的負担、あるいは時間的、あるいは体力的な負担等がかかっている場合もございますので、そういう部分について、こちらで御回答いただければといったような設問かと考えております。

○村川会長 どうもありがとうございました。吉村さん、そういうような経過で入っているかと思いますので。

○吉村委員 費用ということで、さまざまにかかる費用というのが想定されているんですね。

○村川会長 ええ、ですから、別に子どもセンターだけがどうのこうのとか、そこまで突っ込んできているわけではないので、一般的にとにかく費用がかかり得る話というのは関係者の中であるということかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、古澤委員さん、どうぞ。

○古澤委員 時間が押し迫って申しわけないんですけども、ちょうどこの機会だと思いまして、ちょっと一言。

先ほど、社協の方も言われたんですけども、点字ブロックのことなんですけれども、うちの近くの店で、本当にすれすれ、ここに大きな旗がゆらゆらしていて、雨の日なんかは完全にぶつかるし、こちら側の余裕もない。そういうところで、私は時々ぐっと押すんですけども、そのお店の方というのがやっぱり出入りしていて、それで、声をかけて言うのもちょっとはばかれるので、余り出ているときは、ぐっとやるんですけども、やっぱり全然そういうことは気にしないで毎回出ているんですよね。

それだけじゃなくて、やっぱり段差の問題とか、まちを歩いてみて、段差ですごく苦労している方たち、車椅子のお年寄りを押す、あれは何とか改善されないでしょうか。私も股関節、今度じきに手術するんですけども、足が悪くて、つえについて歩いていると、少しの斜めでもすごい疲れるんですね。それとともに、やっぱり車椅子に乗っている方、押す方も、こんなに坂がある道路があるんですね。私はそれで、毎回言つても、いずれ何か工夫される社会になるといいですねみたいな、取り上げるといつても難しいでしょう。

段差は、ほかの国で段差のないまちがあるということを聞きまして、そういうところの知恵もいただいて、何とかしてパラリンピックがもうじきあるので、バリアフリーのまちでも

ない、なかなか混雑しているときなんかは点字ブロックなんかを探して歩くところじゃない、すごい人込みを右往左往していますので、ああいう社会というのが本当にユニバーサルなまちなのかと言われるくらい、これ何とか工夫されるとよろしいですねで終わってほしくないんですよね。

これは毎日の、早急な課題だと思いますので、それと警察に言っていても、それは地域で解決してくださいと言われました。

そういうことなので、これは地域で解決したら、そのお店の人と大変なんですよね、私、毎日通りますので。

そんなことで、完璧に視覚障害者的人には、あれは困ると思いますね。

以上です。

○村川会長 いろいろ御指摘いただきありがとうございました。この調査といいますか、アンケート調査を通じて御意見を出したり、御要望を出していただいたりすることもできますが、今の古澤委員さんの御意見については、できればこの調査後の計画づくりの中でぜひ、この障害のある方にとって望ましいまちづくり、段差解消等を進めたり、あるいは警察署ということもあるんですが、やはり地元、この協議会には商店街、あるいは地域の自治会、町内会の関係者は委員さんとしては入っておられないわけですが、しかし、そういう方面にも働きかけて、注意喚起といいますか、御協力を求めていくということは大事なことだと思いますので、今後の検討の中でまた詳しく取り上げていきたいと思いますので、そういうことで御了解いただければと思います。ありがとうございました。

岩田さん、どうぞ。

○岩田委員 先ほどの質問の中で、15ページの間27で、費用など経済的な負担が大きいというのはどういうことを指しているのかというのを、私、自分の経験から思いついたんすけれども、18歳未満ですと、例えば車椅子をつくるに当たって、そのほとんど大部分は区からの補助などで貰えるんですけども、主たる生計者の収入によって、その自己負担額というのが決められるわけですね。18歳未満のお子さんのお父様方というのは、まだばりばり働いている方なので、かなり収入があるので、自己負担額もかなり出ると思うんです。そういうことでは負担かかるなと思ったことが過去にはありました。そういうことも含まれるのかなというふうに思いました。

○村川会長 ありがとうございました。

確かに、お話しのとおりで、障害のあるお子さん、主に身体障害のお子さんで、車椅子を

つくるとなりますと、低年齢の時期、小学校入学前の時期と、また体がだんだん大きく成長、発達されますから、体重がふえたり、いわゆる補装具の関係についてはその都度、採寸といいますか、体の寸法をはかったり、体重を考慮したり、それでやはり制度上、一部自己負担も生ずるということも事実でありますので、そういうことかと思います。ありがとうございました。

それでは、申しわけありませんが、もう1つ残っております資料4-4に移りまして、御検討をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をどうぞ。

○福祉推進主査 資料4-4、サービス事業者の方という調査票をお願いします。

こちらは、表表紙ですが、新宿区内の指定障害サービス事業者と特例子会社を対象としています。実は3年前の調査から特定子会社にも調査票の配付、調査依頼をかけるようにしております。

ただし、前回につきましては、サービス事業所向けのアンケートから特に改編することなく、特例子会社にも同じ調査票を送って調査に協力してもらおうというようなところで開始してございました。

前回の反省を踏まえて、今回は特例子会社専門の調査項目というのを新たに設定したところでございます。障害福祉サービスの提供事業所とは背景も、やっている内容も全く異なるのに同じ調査票では回答できないのではないかということがございましたので、そうした反省を踏まえて修正を加えてございます。

では、説明させていただきます。

開いて2ページのところの真ん中辺に、差し支えなければ、事業所名・会社名をお知りください。「空欄のままでもかまいません」の下、サービス事業所の方は問1から21までを、特定子会社の方は12ページ以降、問22から30まで御回答ください。自由意見は共通項目ですという御案内から始まります。

前段は障害福祉サービス事業者です。障害福祉サービス事業所で提供しているサービスの内容の確認など、こちらは修正なく、ほぼ文言の若干の修正はございますが、前回どおりでございます。

9ページ、問15で、専門職の配置というところでは、自由回答に前回したところ、必ず置かなければいけない職員ですとか、施設の管理者やサービス提供責任者というような事業所内で必置の役職についても、こういった専門職がいますというような書き方をした事業所も

あつたりということで、こちら、今回は調査票のほうに国家資格などを刷り込みとしまして、これに相当する人がいるかどうかということを聞くような調査票の工夫をしてございます。

問17、18、19、20はサービス提供事業者向けの新しい質問です。障害福祉サービスの提供事業所が介護保険サービスも提供しているかどうか、こちらは今、障害サービスの事業所であっても、総合支援法の平成30年の見直しで、新たにこの介護保険側の事業所の指定も受けやすくするというような法改正が示されていまして、それを見越して、今後、今障害サービスだけやっているけれども、新たに介護保険の事業所の指定を受ける予定はあるかどうかということを追加で聞くようにしてございます。

19番の虐待防止マニュアルの整備、差別解消の推進に向けての取り組み、問20などは全く新しい追加の質問でございます。

12ページの半分から下、4、ここから特例子会社の方が回答してください、ここ以降が全く新規の質問です。こちらにつきましては、7月の御案内のときにお示しすることができず失礼いたしました。

貴社の主な業務は、どのようなものですかということで、特例子会社にかなり特徴的に見られる業態というものをお示しして、これに丸をつけてもらうようにしています。

問23、貴社の従業員数をお知らせください。親会社何人に対して、特例子会社はどれだけの従業員でやっているのか、そのうち障害者の側とスタッフ、健常者の支援する側の職員、社員さんはどれだけなのかというのを分けて書いていただこう。障害者のうち新宿区民はどれだけいるのかということもお知らせいただこうとしています。

問24は、障害別とその方々の雇用形態を教えてもらうことにしています。身体障害と知的障害については、重度障害者という雇用促進法上の反省項目があるので、その内訳についてもお知らせいただきます。

問25は、平均給与の額です。こちらも雇用形態別にパートだったら5万円以下があり得るかもしれないというようなことで設定をしてございます。

問26は、採用する障害者の障害種別を限定している会社にお尋ねします。障害種別を拡大する際に懸念される課題はどのようなものですか。今現在、知的障害者を主に雇っているというような会社が多い状況なんですけれども、精神障害ですとか、発達障害、高次脳機能障害といったような障害者で就職活動中というような方に対して、そういった方を採用する場合、ネックになるものはどういったものがあるのかというのを聞きたいという思いがありまして、こうした設問を新たにつくりました。

問27は、在籍期間の別でございます。

問28は、障害者の採用促進、職場定着の向上のための取り組みの具体例、こういった選択肢の中でお答えいただこうかと思います。

問29は、職場定着の向上策。

問30は、障害者雇用促進法に基づき、障害者からの合理的配慮の提供に係る相談に対応する窓口を整備しましたか。今までの3種類の調査にあった障害者差別解消法に関連するんですけども、特例子会社のほうは障害者雇用促進法の改正のほうで、障害者差別解消の取り組みを進めているものですから、こういった聞き方になってございます。

こちらにつきましては、ハローワーク新宿の森田部長に大変お力をいただきました。どうもありがとうございました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

この資料4-4の関係は、最初に出ておりますとおりサービス事業者のところに投げかけられた質問ということではありますが、特に今回は特例子会社にも聞いていこうということとなりましたので、今回、項目がふえたということでございます。

具体的には、今、事務局、西田さんから御説明がありましたとおり、10ページ以下の問17以降に介護保険との関連、差別解消法、また虐待防止等の関係について、従来に比べてつけ加わった事柄に加えまして、12ページ以降の特例子会社について、8項目、ふえる形で質問が行われております。

地元におきましては、伊勢丹百貨店さんを初めとして、非常に前向きに取り組んでいただいている会社や、また新たに参入した会社もあるということでありますので、そこはやはり積極的にいろいろ伺ったほうがいいのかなということで設けられたところでございます。

御意見、御質問を求めることがありますが、よろしければ最初に森田委員さんのほうから少し御意見等いただければと思いますが、どうぞ。

○森田委員 ハローワーク新宿の森田と申します。

この調査票につきましては、事前に御相談いただきまして、こちらハローワークとしての一応御意見を申し上げて、こうしたほうがいいんじゃないかというところはつくっていただいたので、よろしいのかなというふうに思っております。

ただ、1点気になるのが、この資料じゃないんですが、4-3「児童の保護者の方へ」の24ページの(10)の表のところなんですが、サービス名で⑤障害者就労支援事業、⑥特例子

会社への就労とあるんですが、特例子会社への就労は障害者の就労支援事業の中であって、特例子会社の特例というのは、サービスを特例じゃなくて、あくまでも本来、企業が2%の雇用率を達成するための、あれを別会社、子会社で達成することで、その雇用率を達成することを特例というふうに見ておるので、この特例子会社への就労をサービス名というところの項目に載つてしまふと、もしかすると、この特定子会社って何か特別なサービスなのかなというふうに思われてしまうのかなというふうに思ったので、ここは⑥番なしで、もう⑤番一本でもいいのかなというふうには、私個人としては感じたところでございます。

4-4 「サービス事業者」のほうは調査主体が新宿区なので、これで聞きたいところが聞ければ、それでよろしいかなというふうに思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。今のお話しにありましたように、資料4-4の事業所、特例子会社も含めたところで、特に特例子会社に対する基本的な質問項目については妥当であるという御意見をいただけましたので、本当に御協力ありがとうございました。

なお、4-3について投げかけがありましたので、これは事務局のほうでどういう扱いにされるか。基本的にはこの特定子会社といえども、やはり一般就労の範疇に入ってくるという解釈でよろしければ、確かに、この4-3の資料の24ページのところが⑤の中で解決できるという考え方でありますし、ただ、最近この特例子会社が注目されているという点では、少し別に聞くという判断もあったのかもしれないですが、どういたしましょうかね。

とりあえず、御意見としては非常に重要な御指摘でありますので、ありがとうございました。後ほど判断をさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。この4-4の関係を中心に御意見、御質問をお出しいただければと思いますが。

どうぞ、立原さん。

○立原委員 立原です。

特に知的障害者の一般就労を目指している人たちの職場定着という面につきまして、保護者の側からはジョブコーチを活用したいという意見がとても多く出ております。ただ、この項目の中に職場定着を、15ページの問28の中に障害者就労を支援する専門人材の育成・確保とありますけれども、これはどういった人材を想定されているのかわかりませんが、社内でのそういう方を想定されているのかとも思いますが、もしできれば、社外のジョブコーチ事業を活用するというようなことを、そういう項目を入れることによって、そういう事業

があるということを会社さんのはうに認識していただけるかなというふうに思っておりますので、ジョブコーチ事業を活用したくても、例えば親がそのジョブコーチをつけてほしいと思っても、保護者の側からつけてくださいということはなかなか言えないんです。会社のはうから依頼がないとジョブコーチを使えないでの、そういった意味で、会社さんのはうで認識を深めていただかくという意味でも、ぜひ一言入れていただけるとありがたいかなというふうに思いました。お願いします。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。知的障害者の方の一般就労に関連して、ジョブコーチの位置づけについて、できれば積極的に表現をとってほしいという御意見でしたが、これはこの資料4-4の15ページの中の問28、あるいは29あたりでしょうか。

ジョブコーチという位置づけについてメリットがあるという見方もありますし、企業で働いていらっしゃる同僚というのか、会社員の方がいろいろ配慮、あるいは技術指導等をやつていただける場合など、いろいろあるかと思うんですが、森田委員さん、そのあたりはどういうふうに考えたらよろしいですか。

よろしければどうぞ、御意見を。

○森田委員 職場定着につきましては、今御指摘のあったように、ジョブコーチも含めて、各地域の就労支援機関も含めて、ハローワークもいろいろなところで定着支援というのは行つておるので、その選択肢をもうちょっと幅広く書くというのはよろしいのかなとは思いますけれども、そこまで細かくは、私どものほうでも意見は出せなかつたので、きょうの御意見を反映して、こういう選択肢があるんだよということがわかる回答というのも1つ意味があるのかなというふうには思いますので、その辺は、その職業センターのジョブコーチとかいろいろ制度がありますので、そこを入れていくのはよろしいのではないかというふうには思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

私のほうの質問、変ではないかとも思うんですが、この例えはある会社が、あるいは特例子会社がジョブコーチのようなお立場の方を常勤、または非常勤で位置づけた場合、雇用した場合には、この雇用助成金的なものが労働行政のほうからはあるんでしょうか。あくまでもそれは会社の自主的な努力というようなことで行うということでしょうか。すみませんが、解説をしていただければありがたいんですが。

○森田委員 基本的にはジョブコーチというのは外部からの委託というか、支援に当たるので、それについては基本的に無料事業でやっていますので、特に支援金というのはないんですが、例えば、この問29の回答の欄の4、職場支援担当者、要するに自社で障害者のいろいろ知識を持っている方を支援担当者として配置するというようなケースにおいては、その人件費なりについての補助制度というはあるというふうには認識しておりますので、手元に細かい資料がないので、そこまでの御案内ができないんですが、自社で定着するための人を雇うというケースについての支援はありますが、それ以外は各いろんな国だとか都とか外郭団体の外部的な支援という部分が、そのジョブコーチなり職場定着の支援というふうに認識しておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

○村川会長 どうも詳しい解説をしていただきありがとうございました。

これは企業として、会社として御努力いただいたり、可能であれば助成金を受け取ってもらうということもあります、外部といいますか、やはり継続してジョブコーチが必要と思われる方もおりますので、それをどのように位置づけるかということで、配置される方はケース・バイ・ケース、望ましいとも言えるわけですが、当然、これは費用負担を生ずるわけなので、これは福祉のサイドから応援というのか、支援といいますか、そういうことになってくる関係であるか、あるいは、ここではとりあえずアンケート調査の形ですので、問29の答えの用意の5番ないし6番あたりのところで工夫することができるのか。ジョブコーチについては、かねがね関係の方からは御意見は出されてきてはおりましたので、事務局のほうで現段階での見解がありましたらお願ひいたします。

○障害者福祉課長 問29の部分では、貴社で取り組んでいる支援というような形になりますので、今いただいた御意見は、どちらかというと28番のほうで1項目加えて、それによって、そういうのがあるんだなという認識も持つてもらえるかと思いますので、書き加えていければいいのかなというふうに考えてございます。

○村川会長 ありがとうございました。ジョブコーチについては問28で位置づけ、解決するという方向でいくということありますので、立原委員さん、そういうことでよろしゅうございますか。どうもいろいろとありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 この中の3ページの中で、10番に就労移行支援という施設、これかなり株式会社とか参入していて、それで精神の人たちなどは非常に期待を持って、こういう就労移行支援

に頑張ろうという人たちが多いんです。

ここで職員とか、そういう充実させる面の質問はかなり入っているんですけども、実際そこに入った人たちの次の段階、つまり就労できたという、そういうパーセンテージとか、または1年後継続して就労できているかとか、そういった設問というのは今回は一切ないわけでしょうか。

○村川会長 ありがとうございます。この3ページのところでは、一通りのサービスの種類が書かれておりますので、どのサービスに差し当たり取り組んでいただくのかというところで、その先の効果といいますか、達成状況までという形には、とりあえずその3ページの段階ではないわけですが、確かに、御指摘のような課題があることも事実かと思いますが、これは、どうぞ事務局からお願いします。

○福祉推進主査 障害者の就労につきましては、この障害者の生活実態調査のほうではなくて、障害福祉計画の成果目標の側のP D C Aの振り返りのほうで、区内の就労移行支援事業所の就労率というのは今後も年1回ずつ確認しまして、数でお示ししていくことになってまいりますので、そちらのほうで掌握したいと考えております。

今回の調査のほうで、そこを全般的なサービス事業所全体への調査になっておりますので、個別的な特定のサービスを限定した形での質問を追加する予定はございません。

○加藤委員 その資料というのは、非常に皆さん、どこがいいかというのに興味があるんですけども、そういう一般の障害者が求めたときに、そういう資料は提供されるのでしょうか。

○福祉推進主査 P D C Aでも新宿区内の就労移行支援事業所側から就労に至った全体での割合というような話になってくるので、A事業所はどうだった、B事業所はどうだったというような形での公開になるものではございません。

○村川会長 ありがとうございました。

1つは、この就労移行支援のサービスとしての取り組み状況などについては、今後、計画づくりの内容のところで、あるいはまた、事務局からお答えがあったようなP D C Aという手続もありますので、そこで明らかにしていくことがあるんですね。

確かに、利用するお立場からいうと、A社、B社、C社、いろいろあって、その達成率の高いところを目指そうということもわからなくはありませんが、今後、そういう事業所に関する情報提供というか、これは区の段階だけでできるのかどうかということがあるので、高齢者のほうですと、ちょっと別の分野ではあるけれども、介護サービスの情報提供の制度というのがあって、どういうサービスを提供しているかとか、これは一つ一つの事業所や施設

ごとに外に向かって表示しなければならない制度があるんですが、この障害者福祉等の分野でもそういうことが可能であれば、やはりこれは切実な問題とも言えますし、ただ、扱われているサービスの種類とか取り組む仕事の内容とか、あと最終的にはやはり御本人の意欲というか努力というか、あるいは将来向かっていく企業なり会社の方向とか、いろんな要素もあるかと思いますので、1つは今後の課題という面もあるのかなという気もしておりますが、ちょっと急な指名で申しわけないけれども、藤井さん、その辺のこの障害者施設やサービス事業所の、この外に向かってのアナウンスというか表示というか、その辺は何か今後考えられますかね、どうでしょうか。

○藤井委員 今、ちょっと私、それに関する分野の仕事をしていないので何とも言えないんですけども、確かに、利用される側にしてみれば、その事業所がまさにどのくらいの就労につながっているのかという情報は非常に貴重なものだと思うんですけれども、今の段階では、たしかまだそれを公開しなければならないということにはなっていなかったと思います。いずれ、介護保険のようにそういうときがくるかもしれないんですけども、今はまだそうではなかったかなというふうに思っております。

○村川会長 ありがとうございました。それがこの障害者福祉関連制度の現況でもありますので、これは区としてもどういう方向でいくかという考え方をまとめながら、国、あるいは東京都において何かより望ましい情報提供のあり方をぜひ目指していただければありがたいと思っております。

それでは、事務局からメモが来まして、もう4時を時間が回ってしまったところでありますので、そろそろまとめといいますか、特にこの4-4の関係を含めまして、どうしてもこれは言っておきたいという、まだ御発言いただいていない委員さんもいらっしゃるので、それでは、もしよろしければ、高畠委員さん、どうでしょうか。1から4を通してでも結構ですが。

○高畠委員 調査項目自体については大変だったと思いますので、私なりのファクスは入れて修正いただいているので、ありがとうございます。

それよりも今後のことと、実務上のこととで大変だと思うので、その辺の発送等とかレクチャーをしていただいて周知する点を丁寧にやっていただけるとありがたいなと思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

大変重要な御指摘をいただきました。既に事務局からは冒頭のほうで説明済みではあります、記入支援の会場等も設けられていると思いますので、そういう場や、いろいろなPR手段を使って、できるだけ大勢の方から御回答いただけるような環境づくりをしていただければと思います。

それでは、少し振りかえさせていただきまして、まず1つは、資料4-1の在宅の方については、藤井委員さんからの御指摘もありましたので、問50のところは少しスペースはあるようですので、区のお立場で、施設整備という観点ではまとめて答えを出してもらいたいということはあるんだと思いますが、かなりこの日常生活といいますか、在宅に近い生活という成り立ちでは、区内であっても、区外であっても、グループホームに対する希望ということはあるようですので、ここはちょっと答えが、もう20まで広がってしまってはいるんですが、工夫をするという方向で進んでいければと思います。

重立った御質問、御要望を中心にお答えをまとめさせていただきますが、また資料2-2の施設入所の方の医療的ケアについて、これも藤井委員さんから具体的な御指摘はありましたが、施設にお入りの方が、いわゆる重度化傾向とか、医療を必要とする傾向がやはり強まっておりますので、これは区としてもそうした状況はつぶさに捉えたほうがいいという、そういうことを御理解いただきまして、今用意されている方向で進めてさせていただいたほうがよいのかなというふうに判断されるところでございます。

また、資料4-3の18歳未満、子どもの関係ですが、これは保護者の記入という事柄と、子ども本人の意見、要望の表明ということをうまく調和していただいて回答していただくことが望ましいわけですが、最終的にはきちんと回答していただく、送ったけれどもアンケートが放っておかれるというようなことでは困りますので、やはり保護者の方に御協力を求めていくということかと思います。

それから、資料4-4につきましては、特に森田委員さんの御協力などいただきまして、よい方向で項目がまとってきております。また、立原委員さんからジョブコーチについての御提案もありましたので、そこは問28で組み入れるというお答えもありましたので、そういう方向で進めさせていただこうと思います。また、加藤委員さんから就労移行支援、これは今後のこの計画づくりの内容の上でも重要なところですので、むしろ、このアンケート調査を踏まえた上で、今後の取り組むべき内容のところで、ぜひ、今後の審議の中で深めさせていただくということで扱わせていただいたらどうかということでございます。

あと、多数の御意見、積極的な御提案などもいただきまして、ありがとうございました。

大変申しわけありませんが、この先は大変恐縮であります、会長の私、それから副会長の片岡先生と事務局に御一任をさせていただくということで、11月の調査に間に合うやり方で進めさせていただければと判断しているところでございますが、そういう扱いでおろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村川会長 ありがとうございました。

異議なしというお声もいただきましたので、それではこの先はそのように諮らせていただこうと思います。

○加藤委員 申しわけありませんが、実は「またやるの」と言われたものですから、その前の調査がどんなに役に立ったかを、前の御調査に御協力いただいた方へという、1項目があつたほうがいいんじゃないかなという気がいたしました。

○村川会長 御意見として受けとめさせていただきます。

事務局のほうでうまく工夫をしていただければと思います。

大変失礼いたしました。中澤委員さんからも御発言いただくべきところでございましたので、全体を振り返っていただきまして、何か御感想を含めて、何かございましたら、ひとつお願ひいたします。

○中澤委員 先ほど、まちのバリアフリーについていろいろ御意見も頂戴したところですが、新宿といたしましては、ユニバーサルデザインのまちづくり、特にオリンピックに向けた取り組みの強化として、さらに皆様の御意見を伺いながら、数々の施策について強化、充実を図ろうとしているところでございますので、また、さまざまな場で御意見を頂戴しながら、一層の取り組みは進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願ひいたします。

○村川会長 ありがとうございました。

今、部長さんからもまちづくりを含めて、前向きな御対応をされたいということでございまますので、そういうことを含めまして、今後進んでいければと思います。

11月の調査実施、できればより高い回収率を求めて進んでいければありがたいと思っております。

長時間にわたりましてありがとうございました。

あと、今後の手続等について、何か事務局のほうでございましたら、説明をお願いいたします。

○福祉推進主査 長時間御協議、どうもありがとうございました。調査につきましては、11月に、半ばから末までの調査実施となります。

年明け1月には第4回専門部会を、2月には第3回全体協議会を開きたいと考えております。日程は今後また調整しまして、皆様にお知らせしてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

1月ごろに専門部会、3月ごろに全体の協議会ということでございますので、また日程調整をしていただきまして、改めて通知があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、長時間にわたりましたが、これにて閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後4時10分閉会